

## 【アメリカ】2016年包括的依存症回復法の制定

主幹 海外立法情報調査室 原田 圭子

\* 米国では薬物の乱用による依存症の蔓延、死者の増加が社会問題となっている。2016年7月に、薬物乱用に対する包括的な対策法が成立した。

### 1 立法の背景

一般にオピオイド（注1）と呼ばれる医療用麻薬は、高い鎮痛効果を持ち、世界保健機構（WHO）により癌の疼痛管理に有効であると認められている。日本でも癌の疼痛管理に用いられているが、その処方に限られた範囲にとどまっている。一方、アメリカでは1990年代半ばから非癌性の慢性疼痛に対するオピオイドの処方が急増し、過剰摂取による依存症の発症及び非合法のヘロインの使用に至る問題のほか、処方された本人以外の家族・友人による乱用などが大きな社会問題となっている。2015年12月の全米疾病管理予防センター（CDC）の発表によると、2014年、薬物の過剰摂取による死者は47,055人（これは、2000年の死者の約3倍であり、また2014年における自動車事故の死者の1.5倍である。）を記録した。なかでもオピオイドによる死亡は全体の61%に上る。（注2）

オバマ大統領はこれを問題視し、2016年2月に、連邦議会に対し、オピオイド乱用及びヘロイン問題への対処として、2017会計年度予算に11億ドル（1ドルは101円（平成28年10月分報告省令レート）。）を計上するよう提案した。

2015年2月にオピオイド対策に関する法案（S.524）が連邦議会上院に提出されていたが、実質的な審議は2016年1月末から開始され、多数の関連法案を組み込んで、2016年7月22日、P.L.114-198「2016年包括的依存症回復法」（注3）が成立した。

### 2 法律の概要及び課題

本法律は全9編33か条から成る。内容は多岐にわたり、次ページの表に示すとおり予算措置が必要な補助金プログラムが多数設定されている。本法律では実際の歳出権限は認められず、オバマ大統領は法律制定時に失望の意を表明していたが、2016年9月28日に成立した2017会計年度の暫定予算（本号「短信」参照。）では、保健福祉省（HHS）に対して1700万ドル、司法省（DOJ）に対して2000万ドルのオピオイド対策に関する支出権限が認められた。なお、一定期間後、補助金プログラムの有効性を検証し、重複するプログラムを調整することが求められている（第701条）。

その他、本法律では、複数の省及び関係者によるタスクフォースを設置し疼痛管理に関する医療の最適手法を定めること（第101条）、社会及び医療従事者に対する教育と啓蒙活動の実施（第102、104条）などが規定されている。また、実際の治療においては、中毒症状を緩和するオピオイド拮抗薬（以下「拮抗薬」）を入手しやすくする（第110条等）とともに、依存症治療薬（ブプレノルフィン、劇薬に指定されている。）の処方を、州法に反しない限りにおいて、医者だけでなく一定の資格を備えた看護師、医師助手にも可能にす

る規定（第 303 条）が盛り込まれている。

表 法律に定められた補助金プログラム

実施者	内容	対象	補助額 (注 1)	関係条文
国家麻薬取締政策局	特にオピオイド、覚せい剤の使用が全国平均より高い地域に対する薬物対策プログラム	P.L.105-20「1997年麻薬のないコミュニティ法」に定められた団体	5	第 103 条
保健福祉省	拮抗薬をより入手しやすくするプログラム	連邦の許可を受けたヘルスセンター等	5	第 107 条
	各州が実施している規制薬物モニターシステムへの補助	州	10	第 109 条
	拮抗薬の入手と教育プログラム ・ 簡易な処方箋による拮抗薬販売方法の確立と販売の促進 ・ 拮抗薬の投与に係る研修資料の作成と提供 ・ 一般公衆への拮抗薬の啓蒙 等	州	5 2017～ 2019 会 計年度	第 110 条
司法省	包括的なオピオイド乱用対策 ・ 裁判後、服役に代わる薬物治療の提供 ・ 親が服役する場合の子どものサポート ・ 安全な薬物保管容器の開発 ・ 薬物回収プログラムの実施 等	州、地方自治体、インディアン部族	103	第 201 条
保健福祉省	初動対応者（消防士、警察官、救急医療隊員等）に対する拮抗薬の処方に関する訓練の実施	州、地方自治体、インディアン部族	12	第 202 条
	カウンセリング又は行動療法を伴う薬物療法等の拡大	州の薬物乱用対策機関、非営利組織 等	25	第 301 条
	回復のためのコミュニティ、支援団体の活動支援	非営利組織（回復のためのコミュニティ）	1	第 302 条
	・ 薬物中毒の妊婦・出産後の女性の支援団体への支援 ・ 妊婦等を対象とした薬物中毒再発防止のためのパイロットプログラムの実施	薬物中毒の妊婦・出産後の女性の支援団体	16.9	第 501 条 (注 2)
	州（又は州の連合体）における総合的なオピオイド乱用対策への支援 ・ 薬物の使用、治療及び回復に係る教育 ・ 州におけるオピオイド治療プログラムの開発、実施及び充実 等	州、州の連合体	5	第 601 条

(注 1) 単位は百万ドル。補助額は年度当たりの金額。なお、補助金プログラムの期間は特記があるものを除いて 2017 会計年度から 2021 会計年度までである。

(注 2) 前者の支援団体への補助金は 2016 会計年度まで 1590 万ドルが授権されており (42U.S.C.290bb)、後者のパイロットプログラムも含めて、2021 会計年度まで 1690 万ドルに増額する。

(出典) 筆者作成。

注 (インターネット情報は 2016 年 10 月 17 日現在である。)

- (1) オピオイドとは、中枢神経・末梢神経にあるオピオイド受容体に作用し、強い鎮痛作用を示す物質の総称。ケンから製造するほか、合成・半合成のものなど多くの種類がある。米国での乱用に至る経緯及び使用状況については次の文献を参照。北原雅樹「米国におけるオピオイドによる疼痛治療と乱用—過去 15 年間の経緯と現状—」『ペインクリニック』31(11), 2010.11, pp.1449-1458.
- (2) Rose A. Rudd, MSPH et al., “Increase in Drug and Opioid Overdose Deaths – United States, 2000-2014” *Morbidity and Mortality Weekly Report*, 64(50), January 1, 2016, pp.1378-1382. <<http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6450a3.htm>>
- (3) P.L.114-198 Comprehensive Addiction and Recovery Act of 2016 <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ198/pdf/PLAW-114publ198.pdf>>